

提 案 理 由

第 11 回 （定例会）

筑 後 市 議 会

令和 7 年 2 月 28 日

本日ここに、第11回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

提案理由の説明を申し上げます前に、令和7年度の市政運営について、私の所信の一端を述べさせていただきます。

市長2期目の就任から、早いもので4年目となり、任期最終の年に入りました。

これまで、市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解とご支援のもと、「住んでよかった、もっと住み続けたい」と思われる「ふるさと筑後市」の実現に向けて、各種施策の推進に取り組んでまいりました。

また、昨年4月には「市制施行70周年」という大きな節目を迎え、令和6年度は様々な記念事業を実施いたしました。

その過程において、改めて感じたことは、筑後の歴史を紡いでこられた先人の想いとたゆまぬ努力に対する感謝と敬意、そして、そのバトンを受け止め、次の世代に引き継いでいくことの責任であります。

しかしながら、日本社会では「2025年問題」と言われる超高齢化社会の到来と、少子化に伴う若年層人口の減少により、医療、介護、財政、地域社会など、多方面への影響が危惧されている状況であり、本市においても、令和5年の年間出生数が初めて400人を下回り、令和6年には325人とさらに大きく減少するなど、少子化の進行が深刻な課題となっております。

難しい局面ではありますが「ちくご市こどもの未来応援宣言」にて願いを込めた「こどもたちの明るく希望に満ちた未来」に繋げていくためにも、様々な課題解決に向け、全力を尽くす所存であります。

さて、令和6年度の日本経済は、名目GDPが600兆円を超え、33年ぶりの高水準となった賃上げの実現など、経済成

長への前向きな材料もある一方で、不安定な海外情勢等による物価のさらなる高騰や、少子高齢化の進展による労働人口の減少などが大きな課題となっています。

そのような中、国は「物価上昇を上回る賃上げの普及・定着」や「DX・GX等の成長分野への戦略的な投資促進」により、経済全体の生産性を高め、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を重要課題とし、防災・復興や社会保障等の施策とともに取り組むこととしています。

また、先月開会した第217回通常国会において、石破首相は、官民が連携して地域の拠点をつくり、地域の持つ潜在力を最大限引き出し、新たな人の流れと多極分散型の多様な経済社会を構築することを目指して、「地域創生2.0」を強力に進めていく考えを示しました。

本市においても、こうした国の方針を基調として、情勢の変化に対応しながら、様々な課題に向き合うべく、引き続き、第六次筑後市総合計画後期基本計画に掲げる「人口減少・少子高齢化への対応」、「防災・減災対策の強化」、「地域共生社会づくり」、「デジタル化・脱炭素社会の実現」の4つの「重点分野」を柱に、行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

これらの重点分野における令和7年度の主な施策につきまして、私の考えを申し上げたいと思います。

1番目の重点分野「人口減少・少子高齢化への対応」について申し上げます。

まず、重点基本事業の「切れ目ない支援による子育て不安の軽減」につきましては、引き続き、母子手帳の交付や乳児家庭への全戸訪問、乳幼児健診などにおいて、子育て家庭との顔の見える関係づくりを大事にしながら、保健師や相談員による包括的な支援を通じ、こどもの成長・発達段階に応じた切れ目な

いサービスの提供に取り組んでまいります。

あわせて、市民の皆様が安心して子どもを産み育てることができ、子育てしやすいまちと実感していただけるよう、サービスの充実や質の向上を図ってまいります。

また、現在策定中の「筑後市こども計画」は、令和7年度の早い時期での完成を目指しておりますが、この計画に沿った形で、様々なこども施策を総合的・計画的に推進してまいります。

次に、「生きがいつくりと介護予防の推進」につきましては、引き続き「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護が必要になる前からの自主的な健康づくりや社会参加の意識の醸成に取り組んでまいります。

特に、地域デイサービスをはじめとする通いの場への支援を継続しながら、その有効性を広く周知してまいります。また、重点的に取り組んでいるフレイル予防につきましては、令和6年度までに全ての通いの場でフレイル予防講座を実施できしており、その結果を踏まえ、令和7年度は「運動」や「口腔」など特に課題と捉える分野について、2巡目の講座に取り組んでまいります。

このほか、高齢者の保健と介護予防の一体的事業や、介護予防ボランティアへの支援など、引き続き取り組んでまいります。

次に、「教育環境の充実」につきましては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成等を柱に、変化の大きい社会を「生きぬく力」を育む教育活動の推進を方針として、取組を進めてまいります。

また、不登校児童・生徒が増加していることへの取組として、各小・中学校における別室登校の充実、学校以外の場所への居場所づくりに取り組んでまいります。

加えて、令和7年度は、G I G Aスクール構想第2期として、児童生徒用端末の更新を実施し、効果的な利活用を推進してまいります。

また、3小学校を再編する「筑後南小学校」につきましては、EVスクールバスの運行など、4月より新設小学校としての運営を開始しますが、ハード面の整備が一部残っておりますので、事業完了に向けて整備を実施してまいります。

このほか、学校施設の老朽化対策として、「筑後市学校施設長寿命化計画」に基づく施設の更新や改修を計画的に実施してまいります。

2番目の重点分野「防災・減災対策の強化」について申し上げます。

まず、「計画的な土地利用と市街地整備の充実」につきましては、令和6年度に都市計画用途地域を指定した、水田・松原・西牟田・筑後北の4地区について、居住誘導区域の指定を検討するため、「筑後市立地適正化計画」の見直しに着手してまいります。

また、既存用途地域内で都市環境が大きく変化している前津地区について、用途地域の見直しを進めてまいります。

中心拠点に位置付けているJR羽犬塚駅周辺地区につきましては、頻発化・激甚化する水災害に対応した、都市機能の防災性・安全性の向上のほか、都市のスポンジ化対策、居心地がよく歩きたくなるまちなかの形成等を図るため、2年目となる「都市再生整備計画」を進めてまいります。

次に、「河川・水路の整備推進と維持管理」につきましては、近年の集中豪雨等による浸水被害の現状を踏まえ、令和7年度までを財政措置の重点期間とし、河川・水路の改修をはじめとした防災・減災に効果的な機能整備を最優先に、着実に推進してまいります。

また、緊急浚渫推進事業の期間延長や、「しゅんせつ補助金」の拡充を図り、河川・水路の機能回復を進めるほか、農業水利

施設の機能保全や大雨予測時の先行排水など、ハード面とソフト面が一体となった、総合的かつ多層的な流域治水対策について、国、県、流域自治体、水利関係者、地域住民など、あらゆる関係者と連携して、引き続き取り組んでまいります。

次に、「地域防災力の向上」につきましては、令和6年度に構築した防災プラットフォームシステムを着実に運用するとともに、浸水センサー等の情報を地域で活用してもらうための周知を進めてまいります。また、自主防災組織等の活動支援や要援護者の個別避難計画の作成に引き続き取り組みながら、災害から市民の生命・財産を守る取組を強化してまいります。

3番目の重点分野「地域共生社会づくり」について申し上げます。

まず、「支え合いの意識と人づくり」につきましては、これまで「第2期筑後市地域福祉計画」に基づき、取り組んできたところであります。

令和7年度も、地域の民生委員、主任児童委員をはじめ、社会福祉協議会等の団体とも連携・協力しながら、「地域福祉計画」に掲げる「地域で暮らす住民や地域の多様な主体それぞれが支え合いながら、丸ごとつながる地域共生社会の実現」に引き続き取り組んでまいります。

次に、「地域コミュニティ活動の活性化」につきましては、地域での支え合いやコミュニティ活動の維持のために、地域活動の負担軽減に取り組むとともに、行政区、校区コミュニティ協議会及び市民活動団体が相互に連携・協力しながら、多様化する地域課題に対応できるよう支援してまいります。

4番目の重点分野「デジタル化・脱炭素社会の実現」について申し上げます。

まず、「デジタル化の推進」につきましては、令和7年度中に自治体情報システムを標準準拠システムへ移行いたします。併せて、サービス向上と負担軽減などを目的に、行政のデジタル化・地域のデジタル化の取組を引き続き推進してまいります。

次に、「脱炭素社会の促進」につきましては、「筑後市地球温暖化対策実行計画」に基づき、様々な事務事業を進めておりますが、とりわけ電気自動車については、公用車への導入とともに、急速充電器の設置により、誰もがEVを利用しやすい環境を整えるなど、他自治体よりも一歩進んだ取組を行ってまいりました。

令和7年度も、省エネや再エネなどに関する情報発信をはじめ、市民の行動や事業者の事業活動が脱炭素化へと繋がるよう、その取組の支援を推進してまいります。

最後に、これらの重点分野に加えて、令和6年度に策定した「庁舎建設基本計画」を基に、引き続き、市民の意見も伺いながら設計作業を進めるなど、「新庁舎の建設」に向けた取組を進めてまいります。

これらの様々な政策・施策等を着実に実施するため、職員の働き方改革を進めつつ、効率的で機能的な組織づくりに取り組み、市民から信頼される市政運営を実現してまいります。

以上、令和7年度の市政運営について、私の基本的な考えを申し上げます。

4月からは市制施行71年目に入ります。

希望ある次の10年に向けて、市民の皆様、そして市議会議員の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、明日の筑後のために、そして、次世代の主役である子どもたちの未来のために、全力で取り組んでまいります。

今後とも、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第2号から議案第28号まで及び報告第1号から報告第4号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号 筑後市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、児童手当法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、文言の整理及び引用している条項の繰り下げを行うものであります。

議案第3号 筑後市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、「2025年の高齢者福祉を考える委員会」の名称を「筑後市高齢者福祉を考える委員会」に改正するものであります。

議案第4号 公益的法人等への筑後市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、派遣職員と本市に勤務する職員に支給する給与の均衡を図るため、支給可能な手当の種類を追加するものであります。

議案第5号 筑後市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院規則の改正に準じ、仕事と介護の両立支援制度に係る勤務環境の整備に関する規定を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 筑後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用条項を修正するものであります。

議案第7号 筑後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院規則の改

正により、福岡県全域が地域手当の支給対象地域となることに伴い、地域手当を支給できるようにするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号 筑後市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告に準じ、令和 7 年度の給料表を改定するとともに、管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大など、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号 筑後市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告に準じ、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、新たに勤勉手当を支給できるようにするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号 筑後市退職手当支給条例の一部を改正する条例制定につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、就業手当を廃止するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号 ちくご市こども未来基金条例制定につきましては、「ちくご市こどもの未来応援宣言」に掲げた社会の実現に向け、こどもの成長を支える環境づくりや、こども・子育てに関する事業を行うための基金を積み立てるため、必要な事項を定めるものであります。

議案第 12 号 筑後市学童保育所設置条例の一部を改正する条例制定につきましては、4 月から水田・下妻・古島学童保育所を統合して、筑後南学童保育所を開所することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 13 号 筑後市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、厚生労働省令の改正に伴い、地域包括支援センターの職員配置基準が柔軟化されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 筑後市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、水道法施行令等の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格要件を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 令和6年度筑後市一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

今回の補正予算は、5億2,225万円を増額し、歳入歳出予算の総額を253億2,645万8千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第2款 総務費の職員人件費は、退職者数の増加に伴い、不足する退職手当を増額するものであります。

人事管理に要する経費は、非常勤職員の公務災害に伴う療養補償費が生じたことにより、災害補償費を増額するものであります。

ふるさと筑後市応援寄付に要する経費は、今年度の寄附額が12月に見込んだ4億1,300万円から4億6,000万円程度に増加する見込みのため、基金への積立金や寄附に対する返礼品経費等を増額するものであります。

市制70周年記念事業に要する経費は、記念式典における「ちくご市こどもの未来応援宣言」に基づき、本議会において提案する「ちくご市こども未来基金条例」の趣旨に沿った事業に活用するため、同基金への積立金を計上するものであります。

財政調整基金費は、運用債券の売買に伴う収益が当初予算の想定を超える見込みであることから、不足する積立金を増額するものであります。

減債基金費は、国の令和6年度補正予算により、追加交付された普通交付税の一部について、国からの通知により、後年度の臨時財政対策債償還費負担に充てることとされたため、減債

基金への積み立てを行うものであります。

第3款 民生費の自立支援給付に要する経費は、前年度に比べ障害福祉サービスの利用が伸びている状況を踏まえ、不足が見込まれる扶助費を増額するものであります。

介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、制度改正に伴うシステム改修に対する繰出金を増額するものであります。

子どものための教育・保育給付事業に要する経費は、公定価格における人件費の大幅な増額改定が行われたため、不足が見込まれる私立保育所委託料及び扶助費を増額するものであります。

同経費の保育所等給食費支援事業補助金は、県の補助事業を活用し、私立保育所等への給食材料費の高騰分に対する補助金を計上するものであります。

第4款 衛生費の上水道事業に要する経費は、福岡県南広域水道企業団が実施している第二期耐震化事業について、国の補正予算に伴う国庫補助を活用し、一部前倒しで実施されることとなったため、企業団への出資金を増額するものであります。

第6款 農林水産業費の園芸作物振興に要する経費は、活力ある高収益型園芸産地育成事業の補助対象経費が入札等により減少したため、不用となる補助金を減額するものであります。

水利施設管理に要する経費、集落基盤整備事業に要する経費及び筑後川下流域土地改良事業に要する経費は、事業計画の変更に伴い、今年度の事業費が減少したため、不用となる県営事業負担金等を減額するものであります。

第7款 商工費の中小企業支援に要する経費は、物価高騰などの影響を受ける市民生活の支援並びに市内消費の喚起及び下支えのため、プレミアム商品券の販売に必要な経費を計上するものであります。

商工業振興に要する経費は、燃料価格の高騰に直面しているトラック運送事業者に対し、事業継続のため、支援金を計上す

るものであります。

観光事業に要する経費は、福岡県宿泊税交付金を活用した事業の事業費確定に伴う委託料及び工事請負費の減額、並びに次年度以降に事業活用するための基金積立金の増額を行うものであります。

第8款 土木費の河川管理に要する経費は、これまでの浚渫工事の実施などにより、市営河川の堆積土量が想定より減少したため、不用となる工事請負費を減額するものであります。

第10款 教育費の奨学事業に要する経費は、受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

再編新設小学校整備事業に要する経費は、筑後南小学校グラウンド整備について、国の補正予算に伴う国庫補助内示を受け、令和7年度に予定していた事業の予算化を前倒して行うものであります。

以上の経費の主な財源として、国・県支出金、寄附金、繰入金、市債等を充てております。

なお、減債基金積立金の補正計上に伴う普通交付税及び臨時財政対策債の確定額への歳入補正、並びに給食費負担の据置を物価高騰支援事業に位置付けたこと及び令和7年1月15日付で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付決定を受けたことに伴う財源組替えを併せて行っております。

繰越明許費補正は、部品供給の遅れにより無線子局の修繕工事が遅れている、ちくごコミュニティ無線運用事務など、年度内に完了しない見込みである8件について、翌年度に繰り越すものであります。

また、社会資本整備総合交付金事業については、翌年度に繰り越す路線が追加となったことに伴い、金額を変更するものであります。

地方債補正は、臨時財政対策債の確定及び事業費減に伴う限

度額引き下げ、並びに国の補正予算に伴う事業費増を受けた限度額の引き上げを行うものであります。

議案第16号 令和6年度筑後市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、574万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を9億260万2千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料収入の増加に伴い、不足が見込まれる広域連合への納付金を増額するものであります。

議案第17号 令和6年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正予算は、41万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を46億2,877万円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第1款 総務費の一般管理に要する経費は、介護保険料等における所得基準の一部改正に伴い、システム改修委託料を計上するものであります。

以上の財源として、国庫支出金、繰入金を充てております。

議案第18号 令和7年度筑後市一般会計予算について申し上げます。

令和7年度当初予算につきましては、第六次筑後市総合計画後期基本計画の重点分野のほか、7つの政策を着実に推進することを基本に編成いたしました。

その結果、一般会計の歳入歳出総額は、前年度比13.5%増の255億9,000万円となったところでございます。

歳出のうち義務的経費は、自立支援給付費や生活保護費などの扶助費に加え、職員給与の増額に伴う人件費の伸びにより9億8,852万円の増となりました。このほか、物価高騰の影響を受けた各種委託料等の増に伴う物件費、羽犬塚中学校改

修事業や都市構造再編集集中支援事業の実施に伴う普通建設事業費などが増加いたしました。

歳入では、定額減税の影響もあり、市税を令和6年度当初予算から4億9,569万8千円増の70億8,216万9千円といたしました。

以下、歳出の各款にわたり、重点施策の推進に要する経費のほかで、新たに取り組む事業を中心に、主なものをご説明申し上げます。

第1款 議会費については、市議会の運営に必要な経費を計上しております。

第2款 総務費については、令和7年度中に自治体情報システムを標準準拠システムへ移行するための経費を計上するほか、庁舎建替えに向けて、庁舎建設基本設計委託料などを計上しております。

また、選挙費については、参議院議員通常選挙及び市長選挙の執行経費を計上しております。

第3款 民生費について申し上げます。

子ども・子育て予算については、昨年10月から拡充した高校生世代までに係る子ども医療費助成、児童手当など、引き続き、これらの事業に要する経費を計上しております。

このほか、産後ケア事業については、利用者の増加に対応した経費を、学童保育事業については、児童数の増加等に対応した学童保育所運営経費を計上しております。

第4款 衛生費について申し上げます。

一般予防費については、定期接種となった新型コロナワクチンの接種に加え、令和7年度から新たに定期接種となる帯状疱疹ワクチンの接種に係る経費などを計上しております。

また、環境衛生費については、八女西部の火葬場建替え計画策定に伴う負担金等を、公害対策費については、脱炭素社会の促進に要する経費を計上しております。

第5款 労働費については、シルバー人材センターの運営に係る補助金等を計上しております。

第6款 農林水産業費について申し上げます。

農業振興費については、農事組合法人を含む認定農業者や新規就農者に対する支援及び農道や水路など農村環境を守るための事業に係る経費を計上しております。

また、農地費については、水路改修事業や浚渫事業を重点的に進めるほか、大雨予測時の先行排水の要となる柳原制水門の大規模改修、長須溜池を防災調整池として活用するための排水ポンプの新設など、流域治水対策の推進に必要な経費を計上しております。

第7款 商工費については、筑後市産業振興促進条例に基づく雇用奨励金や福岡県宿泊税交付金を活用した観光案内看板等の更新、県と共同で行うサイクルコース整備、ホークスファーム連携事業に要する経費などを計上しております。

第8款 土木費について申し上げます。

道路事業については、舗装補修などの道路維持補修に要する経費や通学路対策事業などの社会資本整備総合交付金事業に要する経費を計上しております。

都市計画費については、筑後市立地適正化計画改定業務や用途地域見直し変更業務に係る委託料のほか、都市構造再編集中支援事業、地域公共交通の推進に要する経費などを計上しております。

また、住宅費については、玄ヶ野団地、高銭野団地の集約建替えに向けた設計業務委託料、井田団地屋上防水改修工事費などを計上しております。

第9款 消防費について申し上げます。

常備消防費については、はしご車のオーバーホール、救急車の更新に要する経費などを計上しております。

また、消防施設費については、消防通信指令システム等の全

面更新経費などを計上しております。

第10款 教育費について申し上げます。

学校教育については、中学校の教科書改定に伴う教師用指導書等の購入経費や、学校生活において支援が必要な児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置に係る経費のほか、学校給食費の公会計化に伴う給食食材料費等の経費を計上しております。

また、教育施設については、羽犬塚中学校改修事業として、親子給食実施に向けた給食室及びプール建設工事に要する経費などを計上しております。

このほか、令和7年度から中学校においてもコミュニティ・スクールを導入するため、学校や地域が協働して活動する推進員の配置に係る経費、筑後市人権教育啓発センターの運営に関する経費などを計上しております。

第11款 災害復旧費については、農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費を計上しております。

第12款 公債費については、市債の元利償還金等を計上しております。

第13款 予備費については、1,000万円を計上しております。

議案第19号 令和7年度筑後市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度比1.7%増の56億9,558万4千円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が前年度比2.5%増の39億9,475万6千円、国民健康保険事業費納付金が前年度比0.5%減の15億596万8千円となっております。

これらの財源として、国民健康保険税10億8,051万8千円、県支出金40億8,179万8千円をはじめ、繰入金等を充てております。

議案第20号 令和7年度筑後市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度比5.7%増の9億4,589万1千円となっております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で前年度比5.6%増の9億143万6千円となっております。

これらの財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金等を充てております。

議案第21号 令和7年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について申し上げます。

予算総額は、前年度比2.0%増の46億5,188万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が前年度比1.5%増の41億8,845万8千円、地域支援事業費が前年度比7.7%増の3億2,888万4千円となっております。

これらの財源として、保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金等を充てております。

議案第22号 令和7年度筑後市介護保険特別会計（地域包括支援センター事業勘定）予算につきましては、指定介護予防支援事業所における介護予防支援に要する経費のほか、総合事業対象者の介護予防ケアマネジメントに要する経費を計上しております。

議案第23号 令和7年度筑後市市営住宅敷金管理特別会計予算につきましては、市営住宅入居時に預かる敷金の管理に要する経費を計上しております。

議案第24号 令和7年度筑後市地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計予算につきましては、市立病院に対する貸付金や病院事業債に係る公債費を計上しております。

議案第25号 令和7年度筑後市水道事業会計予算について申し上げます。

主な事業として、年次計画に基づく主要配水管の老朽管更新事業や管網整備事業のほか、各施設の維持管理に要する経費を計上しております。

議案第26号 令和7年度筑後市下水道事業会計予算について申し上げます。

主な事業として、社会資本整備総合交付金を活用した管渠整備事業に要する経費のほか、流域下水道事業に伴う負担金、企業債償還金等を計上しております。

議案第27号 工事請負契約の締結につきましては、「筑後市再編新設小学校グラウンド整備工事」において、条件付一般競争入札により、契約の相手方を決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 市道路線の認定につきましては、土地区画整理法に基づき、新たに整備された道路を新規路線として認定するものであります。

報告第1号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、久富地区の市道において、鉄製の側溝蓋が変形しており、車両が蓋の上を走行した際に跳ね上がり、同車両の後部バンパーを破損させたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

報告第2号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、職員が出張中に、芦屋町総合体育館駐車場内において、公用車を後退した際に、後方に駐車していた車両に接触し損傷させたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

報告第3号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、車いす使用の来庁者が東庁舎南側出入口前の段差で転倒し、後頭部を受傷されたもので、相手方と示談が成立し、

損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

報告第4号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、古島農村公園において、公園入口に敷設された石畳の一部が盛り上がっていたため、地域のラジオ体操参加者がつまずき、顔面を負傷されたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

以上が議案の大要であります。

慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。